

日立市指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日立市指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月3日提出

日立市長 小川春樹

---

(提案説明)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める省令等の改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者要件の特例を定めるため、本条例を制定するものであります。

日立市指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日立市指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。附則第2項において同じ。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「令和3年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。